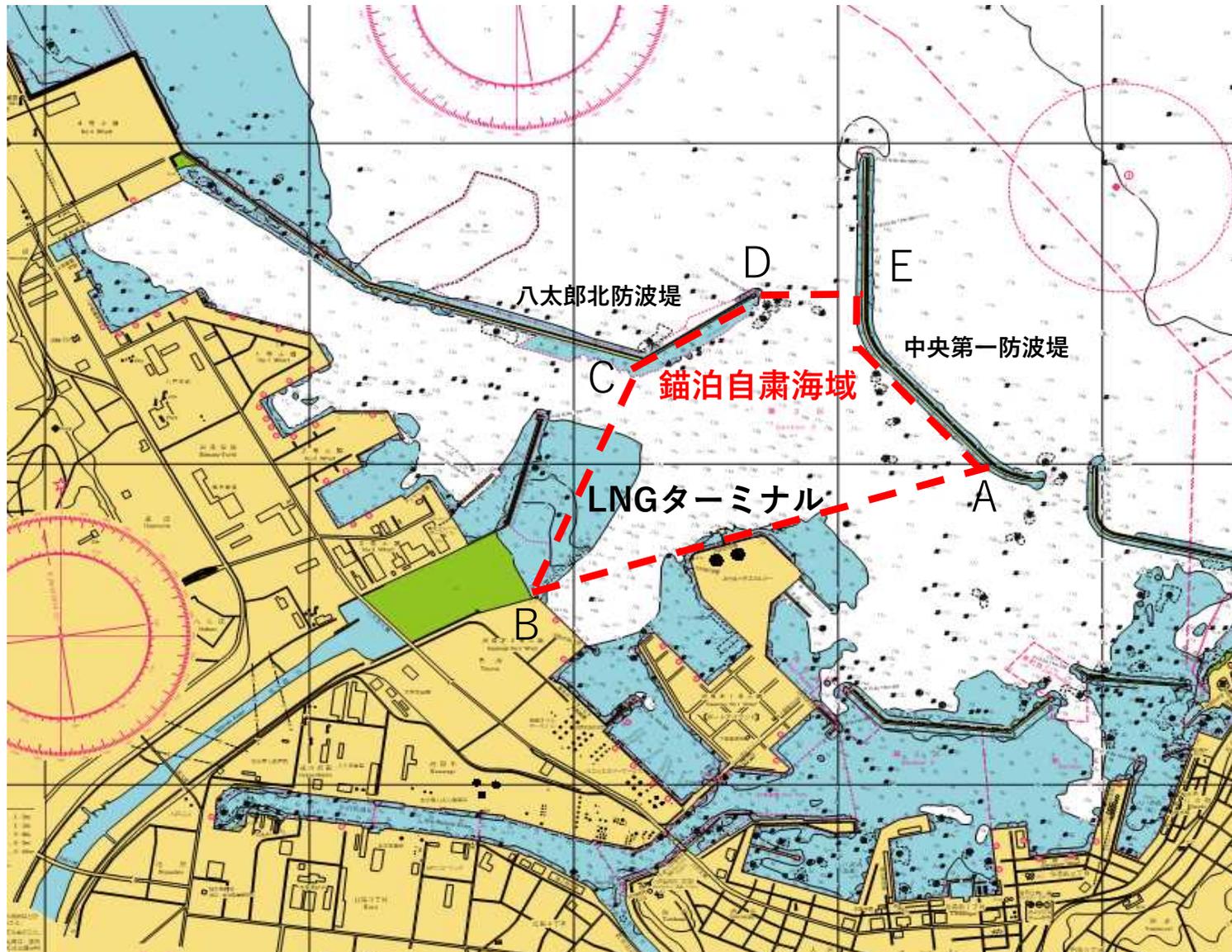


ENEOSエヌエルジーターミナル前面海域と八太郎北防波堤、中央第一防波堤に囲まれた海域においては、低気圧、台風等による強風が予測される場合に錨泊自粛海域となります。



錨泊自粛海域

A ホ 40-32-58
ト 141-32-36

B ホ 40-32-35
ト 141-30-52

C ホ 40-33-19
ト 141-31-15

D ホ 40-33-32
ト 141-31-42

E ホ 40-33-32
ト 141-32-05

上記のA-B-C、D-Eとを結んだ線及び八太郎北防波堤、中央第一防波堤に囲まれた海域

理由

自粛海域の選定にあたっては走錨した場合栈橋と接触する恐れのある外航栈橋の前面海域とし、栈橋のライン上より北方向で防波堤に囲まれる海域を設置。避難勧告発令かつ、北東よりの強風時に自粛海域とする。